

「利根町ひとり親世帯生活支援給付金」と「利根町子育て世帯生活支援特別給付金」について

どちらの給付金ともに、対象児童1人につき、3万円（1回限り）を給付します。通知を送付しますので、ご確認ください。申請は必要ありません。

利根町独自の給付金

●利根町ひとり親世帯生活支援給付金

9ページ記載の国で実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」受給者が対象となります。

●利根町子育て世帯生活支援特別給付金

9ページ記載の国で実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」受給者が対象となります。

※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004546.html



▼問い合わせ先

子育て支援課 子ども福祉係  
68・2211（内線144・145）

・公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方  
 ※所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。  
 ・源泉徴収票に記載されている控除以外で、各種控除の適用を受けようとする方  
 ※日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に扶養の記載がない場合、申告が必要です。  
 ・上場株式等の特定配当所得など、所得税と異なる課税方式を選択したい方

●所得税および復興特別所得税の申告が必要な方

- ・事業所得（営業等、農業）や不動産所得などがある方
- ・給与所得がある方で、左記のいずれかに該当する方
- (1) 給与以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- (2) 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
- ・所得税および復興特別所得税の還付を受けようとする方
- ・損益通算および繰越控除などの特例の適用を受けようとする方

上場株式の配当所得や譲渡所得の確定申告をされる方、また証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択し、確定申告をされる方

町県民税の配当割額控除などを受けるためには、確定申告書第二表の住民税に関する事項に記載漏れないようお願いいたします。

※あらかじめ源泉徴収されている金額は、その支



令和3年分 『町・県民税』と『所得税』 申告受付開始のお知らせ

町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告は、お早めに！

申告に来られる皆さまへお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場への来庁に当たり、マスクの着用、入口での検温およびアルコール消毒をお願いします。また、風邪の症状がある場合や体調に異変を感じている方は、来庁を控えていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、お断りする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止となる場合があります。その際は、情報メール一斉配信サービスと町公式ホームページでお知らせします。

●役場で申告をされる方

▶期間 2月16日(水)～3月15日(火)  
(土・日曜日、祝日を除く)

▶時間 午前9時～11時/午後1時～3時

※役場正面入口は、午前8時開錠となります。

▶場所 役場1階多目的ホール

※記載済の申告書を提出される方は、多目的ホール受付で提出し、申告書の控えをお持ち帰りください。

▼休日申告

2月20日(日)・27日(日)/午前9時～11時

▼役場で受付できない申告相談

青色申告・譲渡所得の申告・損失申告・申告分離課税の申告・贈与税の申告・令和3年分以外の申告・住宅借入金等特別控除の初年度の申告

払者が発行する書類に記載されていますので、確定申告の際は書類をよくご確認ください。

町・県民税 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)のお知らせ

所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある方は、一定の額を町・県民税から控除します。町への申告は不要ですが、確定申告か年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをしてください。

※居住開始が平成19・20年中の方は所得税において特例措置があったため、対象になりません。

▼問い合わせ先

・竜ヶ崎税務署 龍ヶ崎市川原代町1-182-5  
68・2297・66・1303（自動音声案内）  
・税務課 町民税係  
68・2211（内線203・204・205）

税務署からのお知らせ

確定申告は、自宅からマイナンバーカードとスマホやタブレットを利用したe・Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカード、スマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。



▲動画で見える確定申告



▲確定申告



▲マイナポータル

▼申告に必要なもの(チェックリスト)

- 申告書(税務署、町から送付を受けた方) またはお知らせはがき
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 国民健康保険税、介護保険料の支払額が分かる書類、国民年金保険料の支払証明書
- 障害者手帳・療育手帳など
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の明細書、医療費通知または医療費の領収書(原本)、および保険金や高額療養費などで補てんされた額が分かる書類

※医療費控除の明細書は事前に作成してください

- 住宅借入金等特別控除申告書と借入金の年末残高証明書
- 収支内訳書(事業所得(営業等、農業)や不動産所得がある方)
- 本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード)

※代理申請の場合は、代理人の身元確認(マイナンバーカードや運転免許証)、申告者の番号確認(マイナンバーカードまたは通知カード)

※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の「住所・氏名・生年月日・個人番号」が必要です。

●町・県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、利根町に住居登録があり、次のいずれかに該当する方。

- ・給与以外の所得があり、所得税の確定申告書を提出しない方
- ・勤務先から町へ給与支払報告書の提出がない方
- ・昨年中収入がなかった方、または障害者年金・遺族年金などの非課税所得のみの方で、同一世帯のどなたの扶養にもなっていない方



民法改正(令和4年4月)以降の成人式について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられます。現在、20歳を対象に開催している成人式については、アンケート調査および近隣自治体の状況を踏まえ検討した結果、成年年齢引き下げ後の令和4年度(令和5年1月)以降の式典も20歳を対象に開催します。

20歳対象として開催する理由

- ・18歳を対象にした場合、受験や就職活動期間と重なり、本人や保護者などへの経済的負担をはじめ、さまざまな負担がかかります。また、卒業式や入学式の準備も重なることで、式典への参加率の低下が見込まれるため
- ・成人式検討委員(利根中学校からの推薦)45名へのアンケート調査の結果、回答者全員が従来通り20歳での実施を希望しているため
- ・態度決定している近隣市町村は20歳を対象に成人式の開催を予定しているため

※令和4年度以降の式典名称については、今後検討していきます。

▼問い合わせ先

利根町文化センター ☎68・7881